

## 揮発油税〔航空機燃料用・特定用途〕免税引取事前承認揮発油 〔引取届出・移入届出書・移入証明〕の記載要領等

この届出（証明）書は、免税引取の事前承認を受けた場合に、毎月中の引取事績について、事前承認を与えた税関長に対する引き取りの届け出、引き取られた場所の所在地の所轄税務署長に対する移入の届け出、及びその税務署長による引き取られたことについての移入証明書として使用します。

この場合の手続は、次のとおりです。

- 1 免税引取りの事前承認を受けた者は、毎月中の引取りの事績を、引取先ごとに記載した揮発油税航空機燃料用〔特定用途〕免税引取事前承認揮発油引取届出書4通に記載し、そのうちの1通を免税引取事前承認引取届出書としてその事前承認を与えた税関長に翌月10日までに提出し、他の1通を控えとし、残りの2通を移入者に交付します。
- 2 移入者は、1により交付を受けた引取届出書2通に移入の事実を記載し、1通を控えとし、1通を移入場所の所在地の所轄税務署長に移入届出書として速やかに提出します。
- 3 移入者は、税務署長より交付を受けた移入証明書を速やかに引取者に交付し、交付を受けた引取者は、引き取った月の翌月末日までに免税引取の承認を与えた所轄税関長に提出します。

### 【記載要領】

この様式の注意書きによるほか、次のことに注意します。

- 1 「届出者」欄には、揮発油を移入した者の住所、氏名等を記載します。
- 2 「引取人」欄には、引取承認を受けて保税地域から揮発油を引取る者の住所等を記載します。
- 3 「引取」欄には、次により記載します。
  - (1) 「用途」は、航空用、工業用、発電用等の用途を記載します。
  - (2) 「容器等の種類」は、タンカー、タンク車、タンクローリー、ドラム缶、パイプライン等、その容器等の種類を記載します。
- 4 「移入」欄には、次により記載します。
  - (1) 「数量」は、移入した実際の数量を記載します。
  - (2) 「増減理由」は、増減の生じた理由を具体的に記載します。
- 5 「ㄱ」や「同上」は記載しないでください。
- 6 申請・届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。